

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

いわゆる「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律の総称であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものが最初である。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨災害の際にも同様の法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震などの個々の災害に対応した時限立法として、災害発生の度に立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、同様の災害発生時に、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

については、国におかれては、近年、災害が頻発化する中、その度に立法措置を講じるのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化に向けた議論を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	根 本 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（防災）	山 本 順 三 殿

京都府議会議長 村 田 正 治